

笠岡市議会政務活動費の交付に関する条例 第10条（透明性の確保）について

（透明性の確保）

第10条 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書について、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

1 収支報告書の調査について

収支報告書の提出後、当該支出に係る書類等について、誤記の修正及び体裁の補正等の調査を行うこと。

2 収支報告書等の事務処理の公表について

収支報告書等の事務処理方法の指針となる「笠岡市政務活動費運用指針」について、ホームページの掲載、及び閲覧によって公表をすること。

3 収支報告書等の閲覧の公表について

収支報告書及び当該支出に係る書類等の閲覧に際しては、銀行口座番号、相手先の領収証の印影等の個人情報に係る箇所についてマスキングを行い、収支報告書については、ホームページに掲載し、また、当該支出に係る書類等については、議会事務局において閲覧することによって公表をすること。

4 客観的視点の導入について

政務活動費の適切な運用と使途の透明性を確保するため、専門的知見を活用し、客観的視点の導入に努めること。